

令和8年3月11日

草津市議会議長 遠藤 覚 様

草津市議会会派 草政会  
会長 瀬川 裕海

会派行政視察結果について、下記のとおり報告書を提出いたします。

記

1. 期 間 令和8年1月13日(火)～令和8年1月14日(水)

2. 日 程

令和8年1月13日(火) 14:00～16:00

神奈川県 藤沢市 ケアラー条例の制定

令和8年1月14日(火) 10:00～11:30

東京都 港区 港区ヤングケアラー支援ガイドラインについて

3. 参 加 者 草津市議会会派 草政会

瀬川 裕海 西田 剛 田中 香治

遠藤 覚 (14日のみ)

4. 添付資料

別紙のとおり

# 行政視察報告書

草政会 田中 香治

- 1 日 時：令和8年01月13日(火) 14:00～16:00
- 2 場 所：神奈川県 藤沢市 市役所内
- 3 対 応 者：藤沢市福祉部地域福祉推進課 高橋伸明様、木村雄介様、鎌田実様  
藤沢市議会議員 竹村雅夫様
- 4 参 加 者：瀬川裕海 西田剛 田中香治
- 5 視察項目：ケアラー条例の制定
- 6 視察目的：条例制定、議会内の合意形成プロセスの設計、潜在化するケアラーへのアプローチの意義を学ぶことを目的とする。
- 7 視察報告： 今回の視察を通じて、多くの学びがあった。まず、条例制定の意義についてです。

藤沢市のように、すでに実態把握や施策推進が進んでいる自治体であっても、条例を制定することには大きな意味があることだ。なぜならば、条例は理念を明文化し、各分野の施策を横断的に束ねる根拠となるからである。「条例がなくてもやっている」という状況に満足せず、あえて条例として可視化することで、取り組みの継続性と正当性が担保される。また、議会内の合意形成プロセスの設計が不可欠である。藤沢市では全会派から委員を募り、議員自らが条文を分担して起草するというプロセスを踏んだ。議員提案条例である以上、形式的な全会一致ではなく、実質的な議論の積み重ねこそが条例の力を生む。さらに、潜在化するケアラーへのアプローチという根本的な課題がある。ケアラーの多くは「相談したい」のではなく、「相談できない」のが実態である。条例の制定は社会的メッセージであり、世論形成の観点からも重要な意味を持つ。現在、ケアラーを包括的に支援する国レベルの法律は、いまだ存在しない。しかし、国の立法を待ち続けることは現場の苦しみを長引かせるだけである。草津市がケアラー支援条例の制定に踏み出すことは、市民一人ひとりの命と生活を守ることに繋がると考える。以上の視察した知見を活かし、草津市議会としても早期にケアラー支援条例の制定に向けた議論を開始すべきと考える。制定が目的ではなく、条例を根拠として相談窓口の整備、ヤングケアラーへの学校現場での早期発見・支援、介護離職防止のための就労支援等、横断的な施策を継続的に推進する体制を草津市において構築していくことが議会としての役目と考える。



# 行政視察報告書

草政会 西田 剛

- 1 日 時：令和8年1月14日(水) 10:00～11:30
- 2 場 所：東京都港区 港区子ども家庭総合支援センター
- 3 対 応 者：港区子ども家庭支援部 子ども家庭支援センター所長 石原輝章様  
地域連携担当係長 高橋康子様
- 4 参 加 者：瀬川裕海 西田剛 遠藤覚 田中香治
- 5 視察項目：港区ヤングケアラー支援ガイドラインについて
- 6 視察目的：港区ヤングケアラー支援ガイドラインの策定経緯、支援体制、具体的施策および多機関連携の実践手法を学び、本市におけるヤングケアラー支援体制の構築・強化に資する実践的知見を得ることを目的とする。
- 7 視察内容：港区におけるヤングケアラー支援は、早期発見から継続的な支援までを一体的に整理し、庁内関係部署が連携して対応する体制を構築している点に大きな特徴がある。特に、学校を起点とした気づきの仕組みや、子ども本人のみならず家庭全体を支える視点を重視した支援方針は、実効性と継続性の両面に配慮された取組として大いに参考となるものであった。また、ガイドラインが理念の提示にとどまらず、具体的な実務フローや役割分担を明確化していることにより、現場で活用しやすい内容となっている点も重要である。  
本視察で得られた知見を踏まえ、本市においても実態把握の充実、庁内横断的な連携体制の強化、支援の方向性を明確にする指針の検討などを進め、子どもたちが安心して成長できる環境の整備に取り組んでいく必要がある。

